

秘密保護法 立法過程情報公開と 今後政令等で定める事項

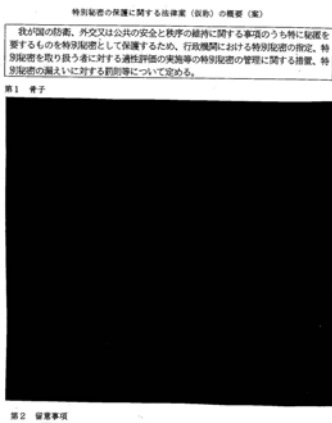
秘密法に反対する全国ネットワーク
2014.4.6 第1回交流集会 at ウィルあいち
内田 隆 (NPO法人 情報公開市民センター)

秘密保護法反対運動がずっと 低調だった原因は？

- ・有識者会議(2011年8月)報告書
 法案を全く公開せず官僚内部で議論
 →市民は関心を持ちようがない
- ・パブコメ募集(2013年9月)
- ・閣議決定(2013年10月25日)
- ・国会強行採決(2013年12月6日)

P-01

開示された概要



法案・協議内容
全部非公開

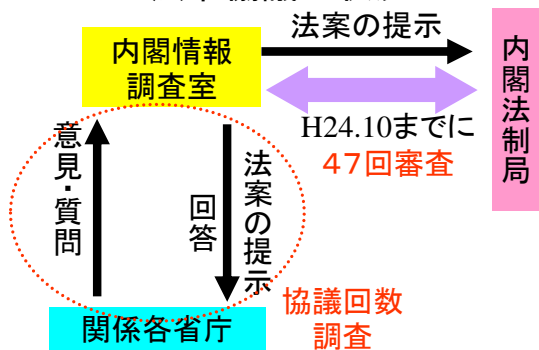
非公開理由

- ・不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ
- ・担当者に対し、筋違いの批判等を招き
 嫌がらせやいたずら、偽計といった圧力や
 干渉等の影響のおそれ

↓
 そんなおそれはない！
 2012/11/21提訴(2011年8月-2012年3月分)

P-03

法令協議の状況



内閣情報調査室と 文書協議先の機関(回数)

警察庁	28回	外務省	17回
内閣官房	12回	防衛省	12回
公安調査庁	5回	経済産業省	4回
法務省	3回	海上保安庁	3回

→警察庁が熱心

P-05

内閣法制局との審議項目

- 17回・適正評価の**思想・良心、信教の自由**との関係
 - ・適正評価と**法の下**の平等との関係
- 13回・指定権所在、指定効果、指定調整
 - ・**刑事裁判手続における特別秘密の立証方法**
- 12回 **総論 必要性及び具体的内容**
- 10回・総論 ■■■■■■■■■■
 - ・人的管理 ■■■■■■■■■■
 - ・漏えいの教唆及び特定取得行為を処罰することと報道機関の**取材の自由**との関係

- **その他判明したこと**
- 2012年4月に**逐条解説案、用例集案作成**
- 適性評価制度(秘密保護法)と適格性確認制度(現行:法に基づかず)との比較表作成
- 日弁連指摘に対する対応記載

P-07

- **閣議決定後、内容公開へ**
- **法令協議は閣議決定後、原則公開**

閣議決定(10/25)直後に情報公開請求
 →12/5に国会議員に一部開示
 (参議院本会議 強行採決1日前)
 重要な論点を官僚が議論していたことが
 ようやく判明(国会議員にも秘密)

P-08

法案成立後、内容開示へ

The image shows a document with a red arrow pointing to a section titled "法案成立後" (After Bill Enactment). The document appears to be a list of items or a table of contents, with various entries and sub-headers. The arrow points to a specific part of the document, likely indicating where the content was made public after the bill's enactment.

- **重要な論点の数々**
- **だれが秘密指定を行うのか?**
(入手省庁、受け取った省庁?)
- **国会に対する特定秘密の提供方法**
- **刑事裁判手続における特別秘密の立証方法は?**
- →今後「政令」で決定
その重要な資料になる

P-10

The image shows a newspaper clipping. The main headline is "憲法82条 裁判絶対公開原則と、外形立証の関係" (Constitution Article 82: Relationship between the Absolute Principle of Publicity of Trials and the Relationship of External Evidence). A sub-headline reads "保護法違反 秘密のまま裁判、困難" (Violation of Protection Law: Difficulty of Trial in Secret). The article discusses the legal implications of the secrecy provisions in the Protection of Secrets Act in relation to the constitutional principle of public trials.

! 主な政令委任事項

- 特定秘密の取扱業務を行わせる職員の範囲等(5条1項)
 - 民間団体の基準(5条4項、5項)
 - 刑事訴訟手続きへの提供時の措置(10条1項1号ロ)
 - 適性評価実施基準(12条3項)
- など多数

P-12

! 法の廃止を求めると、 濫用させない体制を整えるのは車の両輪

- 今後決まる政令に意見を言おう!
→開示された法令協議を参考に
情報公開市民センター webに掲載
<http://www.jkcc.gr.jp/menu6.html>
- 「第三者機関」の情報を入手・分析を
情報保全諮問会議は議事録公開

P-13

平成26年1月17日 第1回情報保全諮問会議 配布資料

資料7

今後の検討事項

1 運用基準関係

- 指定の対象となる事項の細目
- 指定の有効期間の基準
- 適性評価の実施基準
- 適性評価に関する個人情報の管理方法
- 公益通報者の保護 等

2 政令関係

- 指定に関する記録の作成方法(法第3条第2項)
- 行政機関の長による特定秘密の保護措置(法第5条第1項)
- 適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者(法第11条第7号)等

3 その他

- 第三者機関の設置・運営 等